

幼児教育・保育の無償化について

【無償化の対象となるには】

- お住まいの市区町村保育担当課へ、認定申請手続が必要です。
※市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【無償化となるのは】

- 3～5歳児クラスの子ども → 月額 37,000円まで
- 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども → 月額 42,000円まで

※保育所（園）、認定こども園、幼稚園（※預かり保育事業が基準以上の園）に在籍している方は、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の利用料は無償化の対象外です。

※通園送迎費、給食費、行事費などは、保護者負担です。

【無償化までの流れ】

- 認定申請手続 → 市区町村から認定通知 → 施設を利用、保育料を支払
→ 市区町村へ給付申請手続 → 無償化分の金額が指定口座へ振込み
※給付申請手続については、認定通知を受けた方に、後日お知らせします。

【その他】

- 無償化の対象とならない場合も、認可外保育施設等は利用できます。
- 申請は年度途中でも受付けています。保育の必要性が生じたら随時申請してください。

◎申請手続について

無償化の対象となるには、認定申請書及び添付資料の提出が必要です。

裏面「保育の必要性の認定に係る申請手続について」をよくお読みになり、認定申請書に必要事項を記入の上、原則、認定希望日（施設利用開始日）の2週間前までにお住まいの市区役所（町村役場）保育担当課へ御提出ください。※施設から申請書をもらった方は、施設が定める期限までに、施設に提出してください。

保育の必要性の認定に係る申請手続について

1 提出書類

| 対象 | 要件 | 必要書類 |
|--|---|---|
| 認定希望日時点で3歳児 (3歳になってから最初の3月31日を過ぎた子ども)～5歳児 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性がある方 ※月64時間以上の就労を常態とする方など | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定種別の2号を選択してください) ・【2 保育の必要性の認定及び添付書類】に記載の書類 |
| 認定希望日時点で0歳～満3歳児(3歳になってから最初の3月31日までの間の子ども) | <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性がある方 ※月64時間以上の就労を常態とする方など ・市区町村民税非課税世帯※¹ | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定種別の3号を選択してください) ・【2 保育の必要性の認定及び添付書類】に記載の書類 <p>※市区町村民税非課税世帯で令和5年1月1日に富士見市に住所がなかった方は、令和5年1月1日に住民登録のあった市区町村発行の令和5年度市区町村民税非課税証明書(保護者全員分)が必要です(コピー可、源泉徴収票は不可)。※²</p> |

※¹ 要件に該当するかどうかは、4月～8月分の利用については前年度市区町村民税、9月～3月分の利用については当該年度市区町村民税を基に判定します。

※² 令和6年9月以降の認定申請をする方は、「令和5年」を「令和6年」に読み替えてください。

2 保育の必要性の認定及び添付書類(添付書類は、保護者全員分必要です)

※保育の必要性が認定されるのは、児童の保護者(児童の父母等)のいずれれもが、次の1から7までのいずれかの「保育を必要とする理由」に該当し、かつ、児童の保育が必要な場合です。

(例) 父と母が月64時間以上の就労を常態としている場合→父と母それぞれの就労証明書を添付

| | 保育を必要とする理由 | 認定期間 | 添付書類 |
|---|------------------------------|----------------------|--|
| 1 | 月64時間以上の就労を常態としている場合 | 小学校就学までの必要な期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労(内定)証明書★※お勤めの会社を書いてもらうものです。 ※自営業者・自営手伝いの方は、自営業等申告書も必要★ ※産休・育休中及び勤務内定の方は、同意書も必要★ |
| 2 | 母親が出産を予定している場合 | 出産予定月及びその前後2か月の計5か月間 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日の記載欄) |
| 3 | 病気・負傷又は心身に障害がある場合 | 小学校就学までの必要な期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・診断書(保育支給認定用)★ ※障がいによる手帳等の交付を受けている方は、手帳の写しも必要です |
| 4 | 病気や心身に障害のある親族を、常時看護・介護している場合 | | <ul style="list-style-type: none"> ・被介(看)護者の状態が分かる資料(例:介護認定証、入院治療計画書、診断書など) |
| 5 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合 | | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 |
| 6 | 求職活動を継続して行っている場合 | 最長3か月間 | <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書兼誓約書★ |
| 7 | 就学又は技能習得のための職業訓練を受けている場合 | 小学校就学までの必要な期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・在学していることが分かる資料(在学証明書等) ・カリキュラム等の時間割 |

★のついている添付書類の書式は市ホームページでダウンロードできます。

●お問合せ先 〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1 子ども未来部保育課
TEL: 049-251-2711 内線: 331